

住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）

（住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備）

〔基礎的な安全性の確保〕

耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
【13%（平成30）→おおむね解消（令和12）】

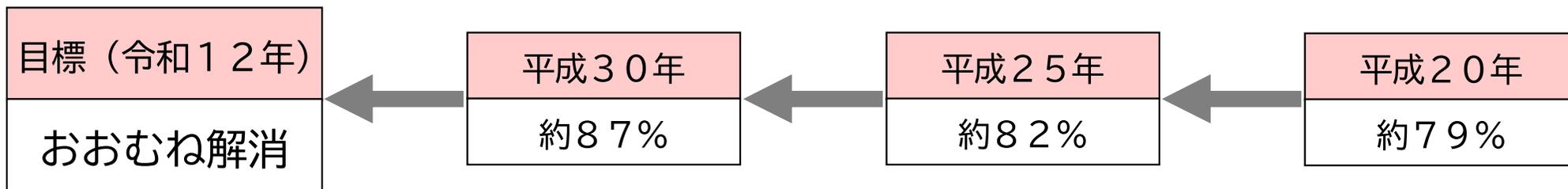
国土強靱化年次計画2023（令和5年7月28日国土強靱化推進本部決定）

（第2章各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等）

住宅については、令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消すべく、耐震化を促進する。
耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年までに耐震性の不十分なものをおおむね解消すべく、重点的に取組を推進する。

※これら各目標は、耐震改修促進法の基本方針にも記載。

住宅の耐震化率の現状と目標



耐震診断義務付け対象建築物*1の耐震化率の現状と目標



*1 耐震診断義務付け対象建築物

・要緊急安全確認大規模建築物【要緊急】

平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。

・要安全確認計画記載建築物【要安全】

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。

*2 要安全のうち避難路沿道建築物に関し、指定道路の総延長に対する耐震性不足の建築物は 0.6棟/km（避難路等の通行への影響の程度を表現する観点から、国土強靱化年次計画2023から併記）